

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月16日提出
【発行者名】	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年10月17日から2026年4月16日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
 主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。
- ② ファンドの基本的性格
- 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般	年 6 回	欧州	ファミリーファンド	あり ()
公債	(隔月)			
社債		アジア		
その他債券	年 12 回	オセアニア		
クレジット属性 ()	(毎月)			
	日々	中南米		
不動産投信	その他	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式・不動産投信))	()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式・不動産投信）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
- (4) その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ② 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- をいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

特色1

オーストラリアの株式市場に上場しているインフラ関連株式 および不動産投資信託等に投資します

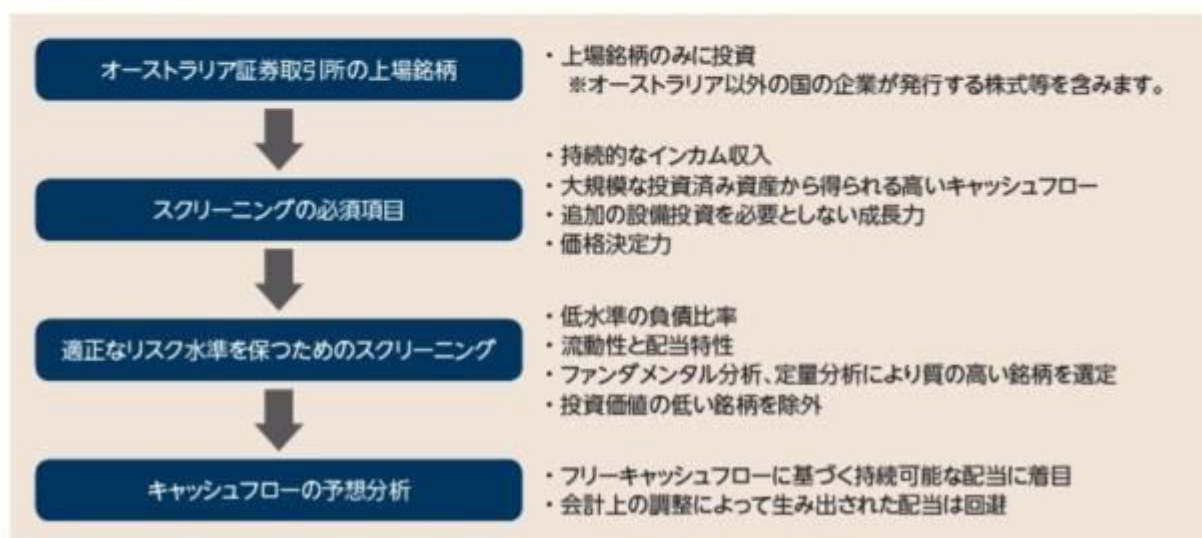
- 主に不動産やインフラ関連施設のように賃料や使用料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託等を中心に投資します。

インフラ関連施設とは…

電気・ガス・その他エネルギー設備、有料道路、港湾、空港等の施設をいいます。

- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 個別銘柄や業種の選定により、オーストラリア株式市場全体に比べてファンドの中長期的な値動きを小さく抑えることを目指します。

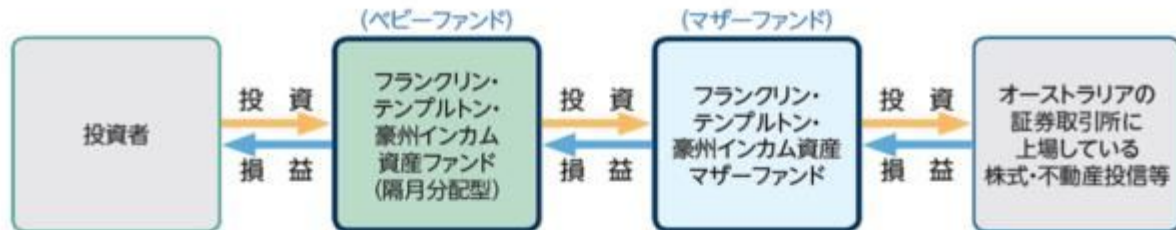
運用プロセス



※運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

● ファミリーファンド方式により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色2 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

特色3 運用はフランクリン・テンプルトン・グループのフランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドが行います

- マザーファンドの運用にあたっては、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド」（以下「投資顧問会社」）に運用の指図に関する権限を委託します。

投資顧問会社のオーストラリア株式運用チームは、オーストラリアの株式・不動産投資信託等のアクティブ運用において長年にわたる運用実績があります。規律ある独自のボトムアップのファンダメンタルズ調査と一貫した投資哲学とプロセスに基づき、顧客のニーズに合わせた様々な運用サービスを提供しています。

特色4 毎決算時（1月、3月、5月、7月、9月、11月の各17日、休業日の場合は翌営業日）に、安定した分配を行うことを目指します



（注）委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記はファンドの決算期を示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

毎決算時(1月、3月、5月、7月、9月、11月の各17日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

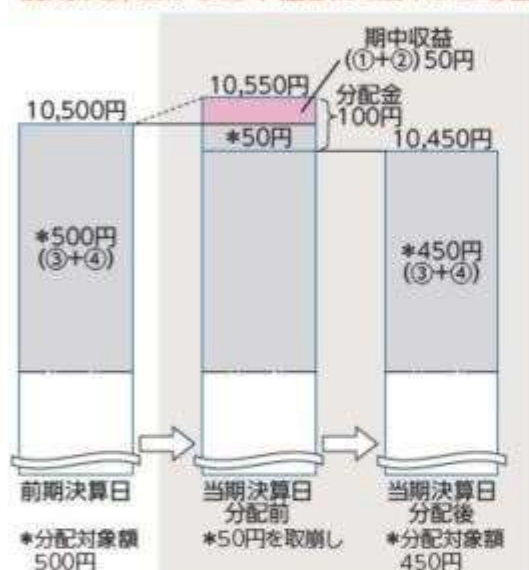
投資信託で分配金が支払われるイメージ



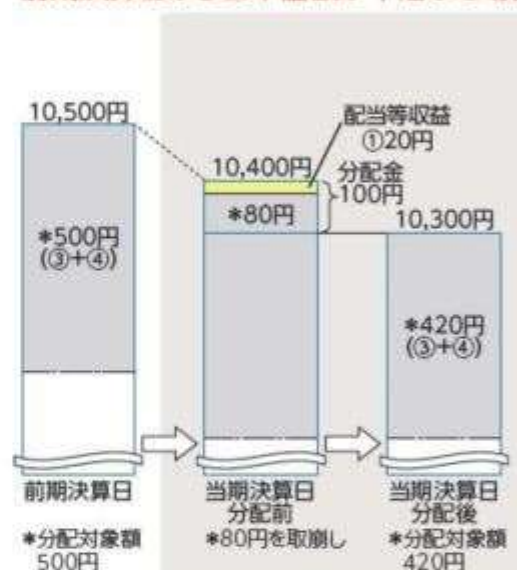
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



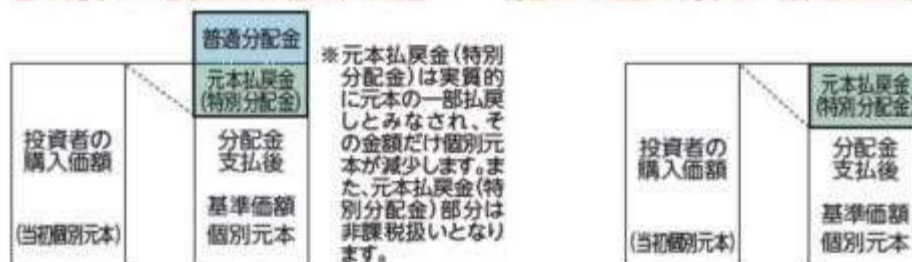
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・ 1,300億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年1月18日

・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2022年10月20日

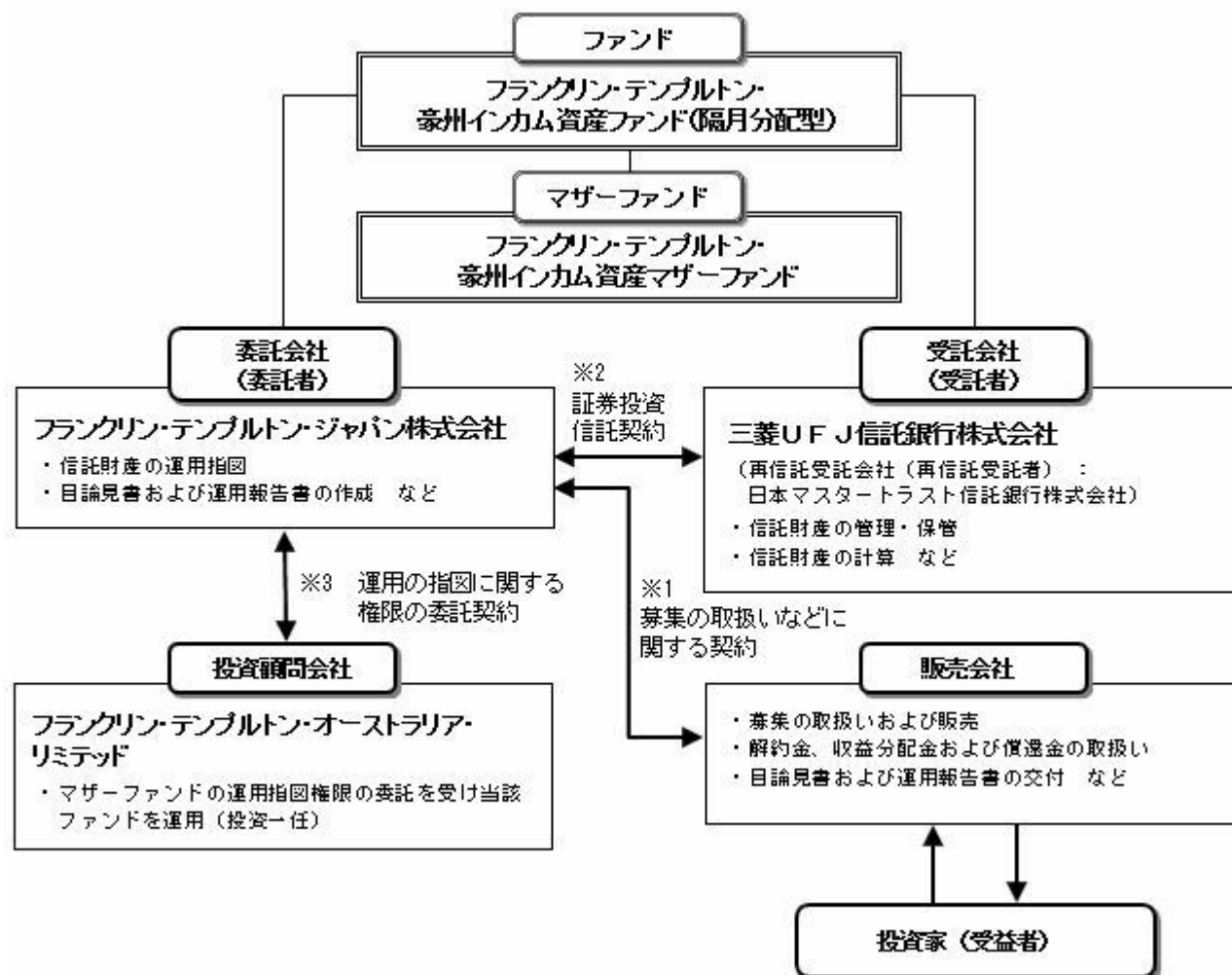
- ・ファンドの名称を「LM・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）」から「フランクリン・テンブルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）」に変更
- ・マザーファンドの名称を「LM・豪州インカム資産マザーファンド」から「フランクリン・テンブルトン・豪州インカム資産マザーファンド」に変更

2023年10月19日

- ・信託期間を2044年1月18日までに変更（当初は2025年1月17日まで）

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- ※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年7月末現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

1998年4月28日

ソロモン投信委託株式会社設立

1998年6月16日

証券投資信託委託会社免許取得

1998年11月30日

投資顧問業登録

1999年6月24日

投資一任契約に係る業務の認可取得

1999年10月1日

スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2001年4月1日

「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2006年1月1日

「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2007年9月30日

金融商品取引業登録

2021年4月1日

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フ
ランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社」に社名変更

2024年10月1日

パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンプレトン・ キャピタル・ホールディングス・ プライベート・リミテッド	シンガポール共和国038987 サンテックタワーワン 38-03 テマセック大通り7	78,270株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① フランクリン・テンプレトン・豪州インカム資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② フランクリン・テンプレトン・豪州インカム資産マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。
- ⑤ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<フランクリン・テンプレトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）>

フランクリン・テンプレトン・豪州インカム資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第24条、第25条及び第26条に定めるものに限りま。

ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるフランクリン・テンプレトン・豪州インカム資産マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）

- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち1)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)及び14)の証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 金融商品の指図範囲
- 委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<フランクリン・テンプレートン・豪州インカム資産マザーファンド>

オーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類
- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限りま。
 - ハ) 約束手形
 - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
- 委託者（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1) 株券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち1)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち2)から6)ま

での証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)及び14)の証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

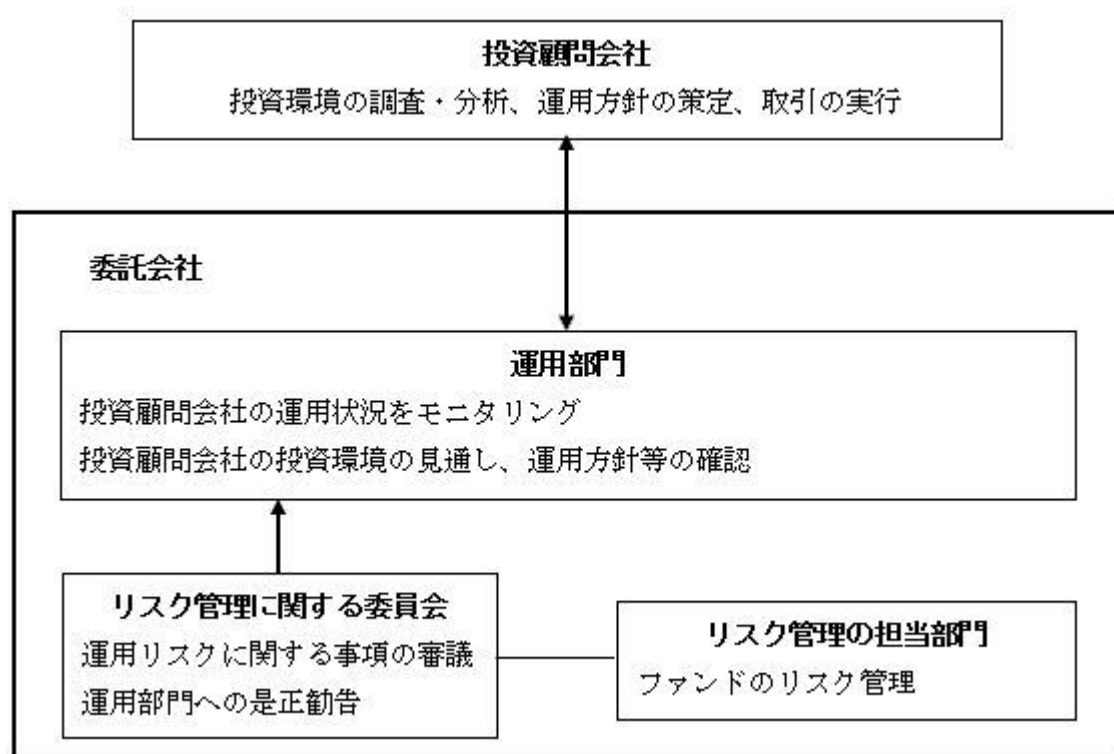
<フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。
主な投資対象	オーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に投資を行います。 ② 主に不動産やインフラ関連施設（電気・ガス・その他エネルギー設備、有料道路、港湾、空港等）のように賃料や使用料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式及び不動産投資信託等を中心に投資します。 ③ 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。 ④ 個別銘柄や業種の選定により、オーストラリア株式市場全体に比べてファンドの中長期的な値動きを小さく抑えることを目指します。 ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥ デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。 ⑦ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑧ フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

■ファンドの運用体制

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社が行います。



※運用部門は3名、リスク管理の担当部門は3名で構成されています。

■内部管理体制および意思決定を監督する組織等

- ① 委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。また、実際の売買執行等について社内規程を設けているほか、各部署において業務マニュアルを策定しております。
- ② 運用に関しては、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。
- ③ ファンドのリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告等、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施します。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

第1計算期間は収益分配を行いません。第2計算期間以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜フランクリン・テンブルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）＞

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 11) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 12) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 13) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 14) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 15) 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 15)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ヘ) 15)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下ヘ）において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下ヘ）において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 16) デリバティブ取引等に係る投資制限
委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 17) 有価証券の貸付の指図及び範囲
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 18) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 19) 公社債の借入れ
- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

- 20) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 21) 外国為替予約取引の指図
イ) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 22) 資金の借入れ
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 11) 投資する株式等の範囲
イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 12) 信用取引の指図範囲
イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 13) 先物取引等の運用指図
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。ハ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 14) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 15) 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。ロ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。ハ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。ニ) 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。ホ) 15) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。ヘ) 15) に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下ヘ）において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下ヘ）において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 16) デリバティブ取引等に係る投資制限
委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 17) 有価証券の貸付の指図及び範囲
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ます。

- 18) 公社債の空売りの指図範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
 - 19) 公社債の借入れ
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
 - 20) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
 - 21) 外国為替予約取引の指図
 - イ) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 - ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

- ① 株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。
- ② 不動産投資信託の価格変動リスク（不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク）
不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下及び賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ③ 為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）
一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ④ 信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ⑤ 外国に投資するリスク（カントリーリスク）
外国の株式等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

<その他の留意点>

- ① 解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

- ② 当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
 - ③ 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
 - ④ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
 - ⑤ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- (2) リスク管理体制
- 委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また各種委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。
- 流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年8月末～2025年7月末



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年8月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年8月末～2025年7月末



グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

(※)各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に3.85% (税抜3.50%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

・申込手数料の額 (1口当たり) は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.815%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.65%	0.80%	0.80%	0.05%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支払われます。

（４）【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費（消費税等相当額を含みます。）は以下の通りです。各諸経費は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。
 - 1）信託財産に関する租税
 - 2）信託事務の処理に要する諸費用
 - 3）借入金及び受託会社の立替えた立替金の利息
 - 4）当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料*
 - 5）先物取引・オプション取引等に要する費用
 - 6）外貨建資産の保管等に要する費用

※当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。
- ② 上記①の諸経費のほか、下記のその他諸費用（当ファンドに関連してマザーファンドにおいて発生した費用及び消費税等相当額を含みます。）について、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支弁されます。また、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。
 - 1）監査報酬、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用
 - 2）有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用
 - 3）公告費用
 - 4）格付費用
 - 5）計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）及びこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告に係る業務等）の委託等の費用
 - 6）受益権の管理事務に関連する費用
- ③ 当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、上記①の諸経費（借入金の利息を除きます。）がかかることがあり、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。
- ④ 上記①及び②のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- 1) 売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- 2) 保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- 3) 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- 4) 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用
- ⑤ 上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ⑥ マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

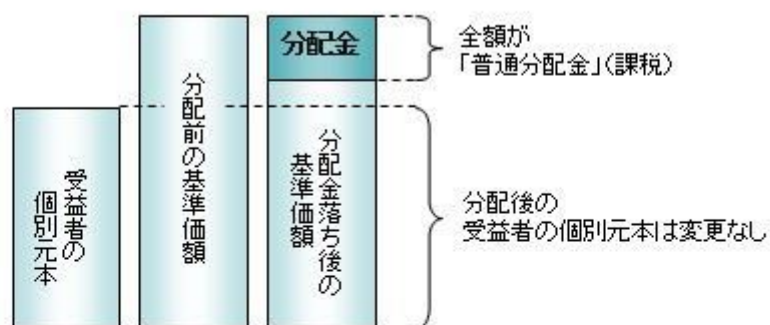
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

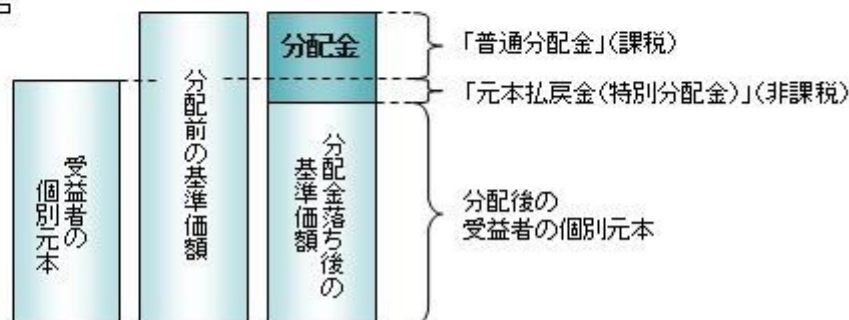
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

参考情報 ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.90%	1.81%	0.09%

- ・対象期間は2025年1月18日～2025年7月17日です。
- ・対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ・当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
- ・マザーファンドが投資信託証券(ETFまたはREIT等)に投資している場合は、運用報酬等の費用がかかりますが、上記には含まれておりません。
- ・これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ・詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、2025年7月31日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）】

(1)【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	888,899,038	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△630,868	△0.07
合計(純資産総額)		888,268,170	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a.上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	フランクリン・テンブルトン・豪 州インカム資産マザーファンド	474,231,241	1.8403	872,727,753	1.8744	888,899,038	100.07

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	（2019年 7月17日）	1,856,729,906	1,873,851,583	11,193	11,303
第2特定期間末	（2020年 1月17日）	2,534,607,605	2,567,923,340	11,590	11,755
第3特定期間末	（2020年 7月17日）	1,996,190,743	2,034,974,929	8,397	8,562
第4特定期間末	（2021年 1月18日）	2,061,376,186	2,098,673,329	9,417	9,582
第5特定期間末	（2021年 7月19日）	2,027,064,157	2,060,999,573	10,278	10,443
第6特定期間末	（2022年 1月17日）	1,786,267,439	1,814,418,217	11,105	11,270
第7特定期間末	（2022年 7月19日）	2,627,413,700	2,660,321,833	11,991	12,156
第8特定期間末	（2023年 1月17日）	2,021,847,714	2,055,146,895	11,153	11,318
第9特定期間末	（2023年 7月18日）	1,287,056,368	1,305,798,757	11,623	11,788
第10特定期間末	（2024年 1月17日）	1,117,121,255	1,134,115,983	11,517	11,682
第11特定期間末	（2024年 7月17日）	1,115,967,073	1,130,789,939	12,865	13,030
第12特定期間末	（2025年 1月17日）	908,921,095	922,287,942	11,656	11,821
第13特定期間末	（2025年 7月17日）	872,643,320	884,865,086	11,961	12,126
2024年 7月末日		1,033,477,331	—	11,922	—
8月末日		1,049,927,698	—	12,151	—
9月末日		1,034,004,687	—	12,599	—
10月末日		1,008,606,436	—	12,520	—
11月末日		984,037,987	—	12,390	—
12月末日		939,517,211	—	11,970	—
2025年 1月末日		890,288,855	—	11,656	—
2月末日		869,891,071	—	11,402	—
3月末日		847,931,172	—	11,346	—

4月末日	842,370,274	—	11,299	—
5月末日	858,739,771	—	11,630	—
6月末日	858,236,823	—	11,743	—
7月末日	888,268,170	—	12,173	—

（注１）分配付の純資産総額及び基準価額は、各特定期間末の純資産総額及び基準価額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額（基準価額については1万口当たり）を加算しております。

（注２）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	110
第2特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	165
第3特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	165
第4特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	165
第5特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	165
第6特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	165
第7特定期間	2022年 1月18日～2022年 7月19日	165
第8特定期間	2022年 7月20日～2023年 1月17日	165
第9特定期間	2023年 1月18日～2023年 7月18日	165
第10特定期間	2023年 7月19日～2024年 1月17日	165
第11特定期間	2024年 1月18日～2024年 7月17日	165
第12特定期間	2024年 7月18日～2025年 1月17日	165
第13特定期間	2025年 1月18日～2025年 7月17日	165

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	13.03
第2特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	5.02
第3特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	△26.13
第4特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	14.11
第5特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	10.90
第6特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	9.65
第7特定期間	2022年 1月18日～2022年 7月19日	9.46
第8特定期間	2022年 7月20日～2023年 1月17日	△5.61
第9特定期間	2023年 1月18日～2023年 7月18日	5.69
第10特定期間	2023年 7月19日～2024年 1月17日	0.51
第11特定期間	2024年 1月18日～2024年 7月17日	13.14
第12特定期間	2024年 7月18日～2025年 1月17日	△8.12
第13特定期間	2025年 1月18日～2025年 7月17日	4.03

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
---	---------	---------

第1特定期間	1,676,007,963	17,228,803
第2特定期間	587,656,112	59,464,072
第3特定期間	295,309,684	105,110,274
第4特定期間	141,100,811	329,353,412
第5特定期間	102,258,551	318,982,355
第6特定期間	55,161,968	418,840,961
第7特定期間	768,133,969	185,565,768
第8特定期間	24,451,676	402,732,973
第9特定期間	23,831,014	729,272,611
第10特定期間	11,777,283	149,173,986
第11特定期間	11,039,244	113,545,531
第12特定期間	9,369,702	97,036,067
第13特定期間	6,804,034	56,991,432

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド

投資状況

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	3,687,712,724	22.14
	ニュージーランド	1,989,843,874	11.95
	小計	5,677,556,598	34.08
投資証券	オーストラリア	10,581,408,179	63.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	398,692,769	2.39
合計（純資産総額）		16,657,657,546	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	—	3,121,289	355.05	1,108,219,278	362.74	1,132,245,712	6.80
2	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	—	1,775,600	522.47	927,705,900	534.02	948,207,688	5.69
3	オーストラリア	株式	APA GROUP	公益事業	1,135,197	796.70	904,413,266	807.28	916,428,418	5.50
4	オーストラリア	株式	TRANSURBAN GROUP	資本財・サービス	680,843	1,279.72	871,292,489	1,330.72	906,013,167	5.44
5	オーストラリア	投資証券	DEXUS/AU	—	1,268,078	661.03	838,239,376	680.27	862,642,269	5.18
6	オーストラリア	株式	AURIZON HOLDINGS LTD	資本財・サービス	2,611,632	304.05	794,080,290	316.56	826,748,150	4.96
7	オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	—	3,438,173	240.54	827,052,515	237.66	817,127,885	4.91

8	ニュー ジーラン ド	株式	CHORUS LTD	コミュニ ケーショ ン・サー ビス	951,793	747.62	711,588,430	769.76	732,652,180	4.40
9	オースト ラリア	投資証券	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	—	5,066,767	120.27	609,405,400	122.68	621,593,508	3.73
10	オースト ラリア	株式	AGL ENERGY LTD	公益事業	627,148	911.20	571,459,390	934.29	585,941,993	3.52
11	オースト ラリア	投資証券	REGION GROUP	—	2,305,093	216.49	499,041,109	225.15	519,002,753	3.12
12	オースト ラリア	投資証券	INGENIA COMMUNITIES GROUP	—	1,001,264	490.72	491,342,272	506.11	506,756,932	3.04
13	オースト ラリア	株式	ATLAS ARTERIA	資本財・ サービス	901,074	481.09	433,506,701	502.26	452,580,996	2.72
14	オースト ラリア	投資証券	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	—	1,477,985	300.20	443,700,556	304.05	449,389,025	2.70
15	オースト ラリア	投資証券	NATIONAL STORAGE REIT	—	1,929,595	225.15	434,457,577	229.00	441,884,202	2.65
16	ニュー ジーラン ド	株式	CONTACT ENERGY LTD	公益事業	558,307	796.70	444,804,080	790.92	441,580,862	2.65
17	オースト ラリア	投資証券	DEXUS INDUSTRIA REIT	—	1,621,125	263.64	427,397,934	269.41	436,757,013	2.62
18	ニュー ジーラン ド	株式	GENESIS ENERGY LTD	公益事業	2,081,641	207.35	431,636,795	209.75	436,644,183	2.62
19	オースト ラリア	投資証券	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	—	1,813,901	227.07	411,899,188	236.70	429,352,543	2.58
20	オースト ラリア	投資証券	CHARTER HALL RETAIL REIT	—	1,089,945	366.59	399,571,875	371.40	404,815,600	2.43
21	オースト ラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	—	1,768,695	208.79	369,298,917	217.45	384,615,462	2.31
22	オースト ラリア	投資証券	CHARTER HALL LONG WALE REIT	—	825,599	388.72	320,934,109	397.38	328,083,631	1.97
23	オースト ラリア	投資証券	CENTURIA OFFICE REIT	—	2,654,287	114.50	303,920,639	121.23	321,798,324	1.93
24	オースト ラリア	投資証券	CENTURIA CAPITAL GROUP	—	1,768,168	167.42	296,031,638	174.63	308,791,622	1.85
25	オースト ラリア	投資証券	ABACUS STORAGE KING	—	1,912,353	149.14	285,210,239	153.95	294,410,569	1.77
26	オースト ラリア	投資証券	GPT GROUP	—	587,497	480.13	282,079,517	487.83	286,601,834	1.72
27	オースト ラリア	投資証券	ABACUS GROUP	—	2,285,286	111.61	255,072,653	114.02	260,569,909	1.56
28	ニュー ジーラン ド	株式	MERIDIAN ENERGY LTD	公益事業	450,957	511.89	230,840,560	504.19	227,369,273	1.36
29	オースト ラリア	投資証券	ARENA REIT	—	577,717	351.20	202,895,944	351.20	202,895,944	1.22
30	オースト ラリア	投資証券	WAYPOINT REIT LTD	—	838,883	234.77	196,950,266	241.51	202,600,479	1.22

（注）2025年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
株式	資本財・サービス	13.12
	コミュニケーション・サービス	4.40
	公益事業	16.57
投資証券	—	63.52
合計		97.61

投資不動産物件

該当事項はありません。

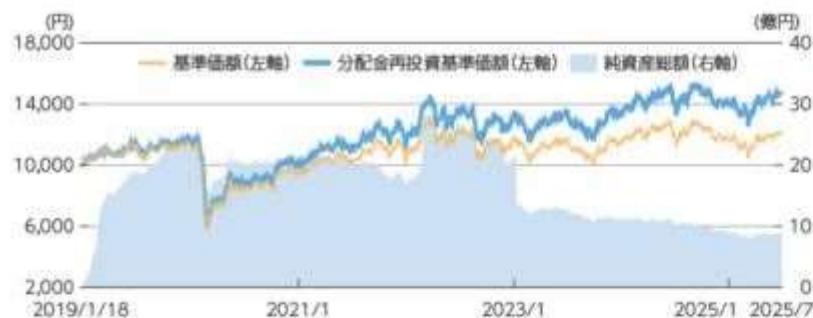
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

基準価額・純資産の推移



年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2019年はファンドの設定日(2019年1月18日)から年末までの収益率、2025年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
12,173円	9億円

分配の推移

2024年11月	55円
2025年1月	55円
2025年3月	55円
2025年5月	55円
2025年7月	55円
直近1年間累計	330円
設定来累計	2,090円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.07
現金・預金・その他の資産	△0.07
合計	100.00

(参考)フランクリン・テンプレートン・豪州インカム資産マザーファンドの主要な資産の状況

■資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	34.08
投資証券	63.52
現金・預金・その他の資産	2.39
合計	100.00

■業種別組入比率

業種	比率(%)
REIT(投資証券)	63.52
公益事業	16.57
資本財・サービス	13.12
コミュニケーション・サービス	4.40
合計	97.61

■組入上位10銘柄(組入銘柄数 34)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
SCENTRE GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	6.80
STOCKLAND	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	5.69
APA GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	5.50
TRANSURBAN GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	資本財・サービス	5.44
DEXUS/AU	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	5.18
AURIZON HOLDINGS LTD	オーストラリア	オーストラリアドル	資本財・サービス	4.96
VICINITY CENTRES	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	4.91
CHORUS LTD	ニュージーランド	オーストラリアドル	コミュニケーション・サービス	4.40
HOMEKO DAILY NEEDS REIT	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	3.73
AGL ENERGY LTD	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	3.52

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・オーストラリア証券取引所の休業日（半休日を含みます。）

・シドニーの銀行の休業日

・メルボルンの銀行の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・オーストラリア証券取引所の休業日（半休日を含みます。）

・シドニーの銀行の休業日

・メルボルンの銀行の休業日

(4) 解約制限

資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

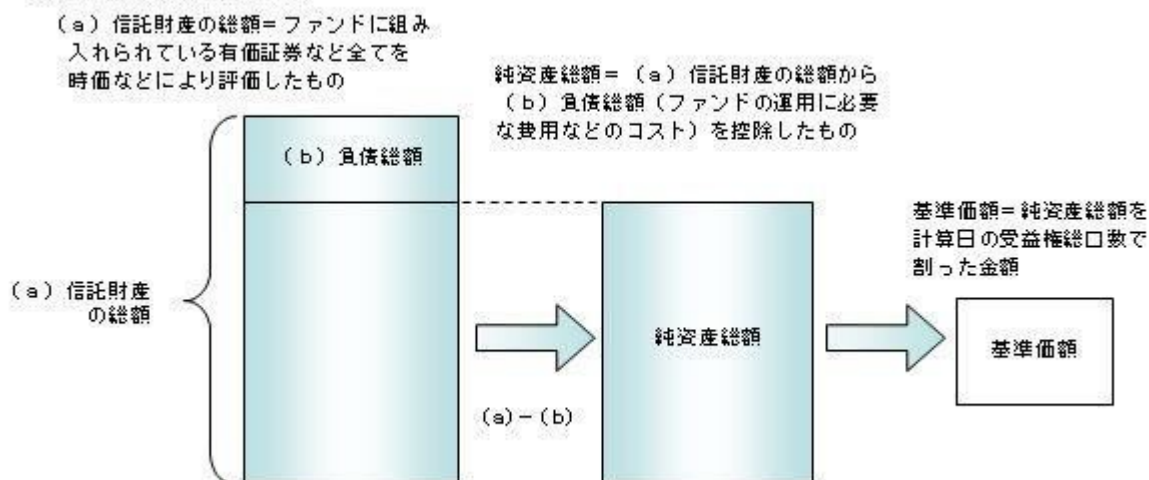
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- <主な資産の評価方法>
 - ◇マザーファンド受益証券
基準価額計算日の基準価額で評価します。
 - ◇外国株式
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
 - ◇投資証券
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
 ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>
 電話番号：03-5219-5940
 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2044年1月18日までとします（2019年1月18日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

※委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年1月18日から3月17日まで、3月18日から5月17日まで、5月18日から7月17日まで、7月18日から9月17日まで、9月18日から11月17日まで及び11月18日から翌年1月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき
 - ロ) マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回ったとき
 - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ニ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

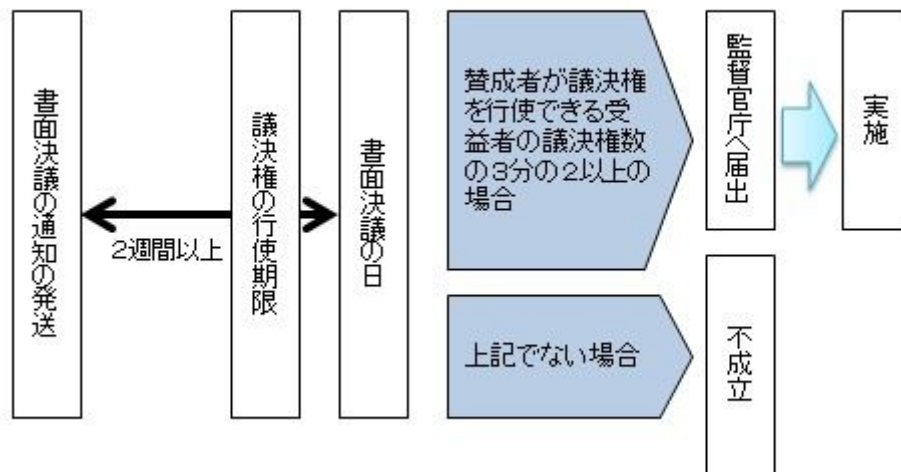
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>
- ⑦ 関係法人との契約について
- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年 1月18日から2025年 7月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2025年 1月17日現在	当期 2025年 7月17日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	916,103,651	879,282,386
未収入金	-	603,797
流動資産合計	916,103,651	879,886,183
資産合計	916,103,651	879,886,183
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,288,851	4,012,820
未払解約金	-	603,797
未払受託者報酬	85,304	77,495
未払委託者報酬	2,729,799	2,479,922
その他未払費用	78,602	68,829
流動負債合計	7,182,556	7,242,863
負債合計	7,182,556	7,242,863
純資産の部		
元本等		
元本	779,791,164	729,603,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	129,129,931	143,039,554
（分配準備積立金）	142,478,236	139,486,169
元本等合計	908,921,095	872,643,320
純資産合計	908,921,095	872,643,320
負債純資産合計	916,103,651	879,886,183

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	△75,774,297	41,984,269
営業収益合計	△75,774,297	41,984,269
営業費用		
受託者報酬	278,062	236,153
委託者報酬	8,897,864	7,557,111
その他費用	254,516	216,359
営業費用合計	9,430,442	8,009,623
営業利益又は営業損失（△）	△85,204,739	33,974,646
経常利益又は経常損失（△）	△85,204,739	33,974,646
当期純利益又は当期純損失（△）	△85,204,739	33,974,646
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,221,709	△128,864
期首剰余金又は期首欠損金（△）	248,509,544	129,129,931
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,073,125	1,030,115
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,073,125	1,030,115
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,659,443	9,002,236
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,659,443	9,002,236
分配金	13,366,847	12,221,766
期末剰余金又は期末欠損金（△）	129,129,931	143,039,554

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2025年 1月17日現在	当期 2025年 7月17日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 779,791,164口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 729,603,766口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 1.1656円 (一万口当たり純資産額) (11,656円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 1.1961円 (一万口当たり純資産額) (11,961円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の96相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程	2024年 7月18日から 2024年 9月17日までの計算期間	2025年 1月18日から 2025年 3月17日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	8,213,547円	5,369,466円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	82,302,225円	73,342,279円
分配準備積立金額	152,394,034円	136,487,053円
当ファンドの分配対象収益額	242,909,806円	215,198,798円
当ファンドの期末残存口数	856,814,797口	749,200,607口
1万口当たり収益分配対象額	2,835.02円	2,872.36円
1万口当たり分配金額	55.00円	55.00円
収益分配金金額	4,712,481円	4,120,603円
費用控除後の配当等収益額	4,910,890円	6,705,558円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	76,662,173円	73,217,845円
分配準備積立金額	144,004,308円	136,214,184円
当ファンドの分配対象収益額	225,577,371円	216,137,587円
当ファンドの期末残存口数	793,730,128口	743,335,091口
1万口当たり収益分配対象額	2,841.97円	2,907.66円
1万口当たり分配金額	55.00円	55.00円
収益分配金金額	4,365,515円	4,088,343円
費用控除後の配当等収益額	5,340,782円	7,623,515円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	75,913,146円	72,261,124円
分配準備積立金額	141,426,305円	135,875,474円
当ファンドの分配対象収益額	222,680,233円	215,760,113円
当ファンドの期末残存口数	779,791,164口	729,603,766口
1万口当たり収益分配対象額	2,855.61円	2,957.20円
1万口当たり分配金額	55.00円	55.00円
収益分配金金額	4,288,851円	4,012,820円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1.パフォーマンス評価 2.リスク分析 3.運用ガイドラインチェック 4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	当期 自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
期首元本額	867,457,529円	779,791,164円
期中追加設定元本額	9,369,702円	6,804,034円
期中解約元本額	97,036,067円	56,991,432円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	前期 2025年 1月17日現在	当期 2025年 7月17日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△38,631,121	27,710,485
合計	△38,631,121	27,710,485

3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・豪州 インカム資産マザーファンド	477,767,000	879,282,386	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.8%	477,767,000	879,282,386 100.0%	
	合計			879,282,386	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンドの計算期間は当ファンドの計算期間とは異なり、毎年7月18日から翌年7月17日までであります。

フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2025年 1月17日現在	2025年 7月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	71,211,385	80,850,134
コール・ローン	149,858,741	87,743,371
株式	6,376,945,026	5,568,815,479
投資証券	10,108,676,454	10,386,026,847
派生商品評価勘定	10,832	-
未収入金	-	243,436,721
未収配当金	131,353,347	137,451,581
未収利息	811	1,072
流動資産合計	16,838,056,596	16,504,325,205
資産合計	16,838,056,596	16,504,325,205
負債の部		

	2025年 1月17日現在	2025年 7月17日現在
流動負債		
派生商品評価勘定	-	96,600
未払解約金	46,442,809	45,217,577
流動負債合計	46,442,809	45,314,177
負債合計	46,442,809	45,314,177
純資産の部		
元本等		
元本	9,584,162,116	8,943,214,537
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,207,451,671	7,515,796,491
元本等合計	16,791,613,787	16,459,011,028
純資産合計	16,791,613,787	16,459,011,028
負債純資産合計	16,838,056,596	16,504,325,205

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1) 株式 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 1月17日現在	2025年 7月17日現在
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 9,584,162,116口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 8,943,214,537口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 1.7520円 (一万口当たり純資産額) (17,520円)	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 1.8404円 (一万口当たり純資産額) (18,404円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	自 2024年 7月18日 至 2025年 1月17日	自 2025年 1月18日 至 2025年 7月17日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	10,246,009,053円	9,584,162,116円
同期中における追加設定元本額	534,024,035円	379,857,581円
同期中における解約元本額	1,195,870,972円	1,020,805,160円
元本の内訳		
フランクリン・テンブルトン・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）	2,042,255,336円	1,953,694,868円
フランクリン・テンブルトン・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）	3,616,530,361円	3,449,566,037円
フランクリン・テンブルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）	522,890,212円	477,767,000円
フランクリン・テンブルトン・豪州インカム資産ファンド（適格機関投資家専用）	3,316,215,219円	2,982,416,298円
フランクリン・テンブルトン・豪州インカム資産ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	86,270,988円	79,770,334円
計	9,584,162,116円	8,943,214,537円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	2025年 1月17日現在	2025年 7月17日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△77,500,489	△52,952,005
投資証券	24,447,810	299,662,030
合計	△53,052,679	246,710,025

3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項 通貨関連

種類	2025年 1月17日現在				2025年 7月17日現在			
	契約額等（円）	うち1年 超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年 超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	154,176,912	—	154,166,080	10,832	213,544,763	—	213,641,363	△96,600
オーストラリア ドル	154,176,912	—	154,166,080	10,832	213,544,763	—	213,641,363	△96,600
合計	154,176,912	—	154,166,080	10,832	213,544,763	—	213,641,363	△96,600

（注）時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	オーストラリア ドル	AGL ENERGY LTD	627,148	9.47	5,939,091.56	
		APA GROUP	1,135,197	8.28	9,399,431.16	
		ATLAS ARTERIA	901,074	5.00	4,505,370.00	
		AURIZON HOLDINGS LTD	2,611,632	3.16	8,252,757.12	
		CHORUS LTD	951,793	7.77	7,395,431.61	
		CONTACT ENERGY LTD	558,307	8.28	4,622,781.96	
		GENESIS ENERGY LTD	2,081,641	2.15	4,485,936.35	
		MERCURY NZ LTD	274,005	5.64	1,545,388.20	
		MERIDIAN ENERGY LTD	450,957	5.32	2,399,091.24	
		TRANSURBAN GROUP	680,843	13.30	9,055,211.90	

	小計	銘柄数：10 組入時価比率：33.8%	10,272,597		57,600,491.10 (5,568,815,479) 100.0%	
	合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				5,568,815,479 (5,568,815,479)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	オーストラリアドル	ABACUS GROUP	2,285,286	2,650,931.76	
		ABACUS STORAGE KING	1,912,353	2,964,147.15	
		ARENA REIT	577,717	2,108,667.05	
		AUSTRALIAN UNITY OFFICE FUND	856,825	381,287.12	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	1,768,168	3,076,612.32	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	1,477,985	4,611,313.20	
		CENTURIA OFFICE REIT	2,654,287	3,158,601.53	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	825,599	3,335,419.96	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	1,089,945	4,152,690.45	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	1,621,125	4,441,882.50	
		DEXUS/AU	1,268,078	8,711,695.86	
		GDI PROPERTY GROUP	2,958,996	1,997,322.30	
		GPT GROUP	587,497	2,931,610.03	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	1,813,901	4,280,806.36	
		HEALTHCO REIT	2,507,205	1,842,795.67	
		HOMEKO DAILY NEEDS REIT	5,066,767	6,333,458.75	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	1,001,264	5,106,446.40	
		MIRVAC GROUP	1,768,695	3,838,068.15	
		NATIONAL STORAGE REIT	1,929,595	4,515,252.30	
		REGION GROUP	2,305,093	5,186,459.25	
		SCENTRE GROUP	3,121,289	11,517,556.41	
		STOCKLAND	1,775,600	9,641,508.00	
		VICINITY CENTRES	3,438,173	8,595,432.50	
		WAYPOINT REIT LTD	838,883	2,046,874.52	
	小計	銘柄数：24 組入時価比率：63.1%	45,450,326	107,426,839.54 (10,386,026,847) 100.0%	
	合計 (外貨建証券の邦貨換算額)			10,386,026,847 (10,386,026,847)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

以下は、2025年7月31日現在のファンドの状況であります。

【フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	890,915,539円
II 負債総額	2,647,369円
III 純資産総額（I－II）	888,268,170円
IV 発行済口数	729,713,658口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	12,173円

（参考）

フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	16,659,677,272円
II 負債総額	2,019,726円
III 純資産総額（I－II）	16,657,657,546円
IV 発行済口数	8,886,908,773口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	18,744円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法

令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年7月末現在）

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 資本金の額 | ： 1,000百万円 |
| ② 委託会社が発行する株式総数 | ： 100,000株 |
| ③ 発行済株式総数 | ： 78,270株 |
| ④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減 | ： 該当事項はありません。 |

（2）委託会社の機構（2025年7月末現在）

① 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

② 運用の意思決定機構

組織規則においてファンドの運用に係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2025年7月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	61	964,851
単位型株式投資信託	9	25,199
合計	70	990,051

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）の財務諸表及び第28期中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期事業年度 (2023年9月30日)	第27期事業年度 (2024年9月30日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	2,272,777	2,628,702
前払費用	76,374	85,084
未収委託者報酬	684,148	879,102
未収運用受託報酬	1,453,381	1,327,959
未収投資助言報酬	1,466	1,364
その他未収収益	7,119	9,449
未収入金	1,113,382	623,890
立替金	-	300,010
流動資産計	5,608,650	5,855,563
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	35,247	18,313
器具備品	21,389	28,842
有形固定資産計	56,636	47,155
無形固定資産		
ソフトウェア	3,336	2,099
無形固定資産計	3,336	2,099
投資その他の資産		
投資有価証券	9,285	9,285
長期差入保証金	24,520	25,000
繰延税金資産	152,113	190,037
投資その他の資産計	185,918	224,322
固定資産計	245,891	273,578
資産合計	5,854,541	6,129,142

(単位：千円)

	第26期事業年度 (2023年9月30日)	第27期事業年度 (2024年9月30日)
負 債 の 部		
流動負債		
預り金	36,486	27,891
未払金	502,217	638,926
未払手数料	176,057	198,125
未払消費税等	31,593	89,846
その他未払金	294,566	350,954
未払費用	1,595,100	1,234,103
賞与引当金	136	100
未払法人税等	62,524	181,646
前受金	62,622	57,707
流動負債計	2,259,086	2,140,377
固定負債		
退職給付引当金	115,559	165,130
その他固定負債	19,579	19,579
固定負債計	135,138	184,709
負債合計	2,394,225	2,325,087
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
その他資本剰余金	647,958	647,958

資本剰余金計	874,364	874,364
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,562,358	1,906,096
利益剰余金計	1,585,952	1,929,690
株主資本合計	3,460,316	3,804,054
純資産合計	3,460,316	3,804,054
負債純資産合計	5,854,541	6,129,142

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期事業年度 (自 2022年10月 1日 至 2023年9月30日)	第27期事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	7,358,162	7,769,165
運用受託報酬	3,028,882	2,535,828
業務受託報酬	4,271,754	5,059,679
投資助言報酬	3,448	2,976
その他営業収益	12,479	13,257
営業収益計	14,674,727	15,380,908
営業費用		
支払手数料	2,537,138	2,569,577
広告宣伝費	48,333	118,476
調査費	7,777,396	7,633,776
調査費	231,671	208,146
委託調査費	7,544,093	7,424,597
図書費	1,631	1,032
委託計算費	471,741	499,986
営業雑経費	138,205	144,813
通信費	20,923	31,335
印刷費	100,692	103,196
協会費	15,279	9,340
諸会費	1,310	942
営業費用計	10,972,815	10,966,631
一般管理費		
給料	1,616,772	1,825,168
役員報酬	79,109	139,653
給料・手当	1,182,539	1,276,044
賞与	354,986	409,369
賞与引当金繰入	136	100
交際費	5,999	12,098
旅費交通費	26,456	27,501
租税公課	61,492	70,298
不動産賃借料	201,313	201,057
退職給付費用	98,516	101,851
固定資産減価償却費	26,920	29,627
業務委託費	925,938	1,307,045
諸経費	265,969	290,879
一般管理費計	3,229,379	3,865,528
営業利益	472,532	548,748

(単位：千円)

第26期事業年度

第27期事業年度

(自 2022年10月 1日
至 2023年9月30日)(自 2023年10月 1日
至 2024年9月30日)

営業外収益		
受取利息	55	93
受取配当金	1,438	1,687
還付加算金	1,028	-
為替差益	57,449	-
投資有価証券売却益	-	114
雑収益	55	-
営業外収益計	60,026	1,895
営業外費用		
投資有価証券売却損	77	-
為替差損	-	9,934
雑損失	138	10,517
営業外費用計	216	20,452
経常利益	532,342	530,191
特別損失		
固定資産除却損	353	-
特別損失計	353	-
税引前当期純利益	531,988	530,191
法人税、住民税及び事業税	159,815	224,377
法人税等調整額	8,746	△37,924
法人税等合計	168,561	186,453
当期純利益	363,426	343,738

(3) 【株主資本等変動計算書】

第26期事業年度（自 2022年10月 1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	2,598,931	2,622,525	4,496,889	4,496,889
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△1,400,000	△1,400,000	△1,400,000	△1,400,000
当期純利益	-	-	-	-	-	363,426	363,426	363,426	363,426
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△1,036,573	△1,036,573	△1,036,573	△1,036,573
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,562,358	1,585,952	3,460,316	3,460,316

第27期事業年度（自 2023年10月 1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

第27期事業年度（自 2023年10月 1日 至 2024年2月28日）										（単位：百万円）
	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金			株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
						繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,562,358	1,585,952	3,460,316	3,460,316	

当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	343,738	343,738	343,738	343,738
株主資本以外の当期 目変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	343,738	343,738	343,738	343,738
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,906,096	1,929,690	3,804,054	3,804,054

[注記事項]

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年～18年 器具備品 2年～15年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準 5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 収益は次の5つのステップを適用し認識しております。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価額を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。 運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断し、サービス提供期間に渡り収益として認識しております。 成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。 投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。 業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間に渡り充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 (1)消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。
---	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

第26期事業年度 (2023年9月30日)	第27期事業年度 (2024年9月30日)								
※1 固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>336,259千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>132,739千円</td></tr> </table>	建物	336,259千円	器具備品	132,739千円	※1 固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>353,194千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>142,763千円</td></tr> </table>	建物	353,194千円	器具備品	142,763千円
建物	336,259千円								
器具備品	132,739千円								
建物	353,194千円								
器具備品	142,763千円								

（株主資本等変動計算書関係）

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,400,000	17,886.8	2023年 3月31日	2023年 6月23日

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	第27期事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料 1年以内 152,300千円 1年超 114,225千円 合計 266,525千円	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料 1年以内 114,225千円 1年超 -千円 合計 114,225千円

(金融商品関係)

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資

家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	24,520	24,520	—
資産計	24,520	24,520	—

（注）1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注）2. 市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
長期差入保証金	—	24,520
合計	—	24,520

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	24,520	—	24,520

（注1） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	25,000	25,000	—
資産計	25,000	25,000	—

（注）1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 2.市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)	
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)		
	1年以内	1年超5年以内
長期差入保証金	—	25,000
合計	—	25,000

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)				
区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	25,000	—	25,000

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

(有価証券関係)

第26期事業年度 (2023年9月30日)		第27期事業年度 (2024年9月30日)	
1. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券		1. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券	
売却額	922千円	売却額	1,114千円
売却損の合計額	77千円	売却益の合計額	114千円

(退職給付関係)

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	62,893千円
退職給付費用	60,511千円
退職給付の支払額	△7,845千円
退職給付引当金の期末残高	<u>115,559千円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	60,511千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、38,005千円であります。

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	115,559千円
退職給付費用	64,396千円
退職給付の支払額	△14,824千円
退職給付引当金の期末残高	<u>165,130千円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64,396千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、37,455千円であります。

(税効果会計関係)

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	35,384
未払費用	54,154
未払金	90,238
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延資産償却超過	417
未払事業税	9,194
その他	4,675
繰延税金資産小計	266,697
評価性引当額	△114,584
繰延税金資産合計	152,113

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8
住民税均等割	0.7
過年度法人税等戻入額	△0.3
評価性引当金	2.0
その他	△4.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.6

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	50,562
未払費用	56,013
未払金	107,430
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延資産償却超過	-
未払事業税	15,441
その他	10,346
繰延税金資産小計	312,429
評価性引当額	△122,392
繰延税金資産合計	190,037

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8
住民税均等割	0.7
過年度法人税等戻入額	-
評価性引当金	1.4
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1

（資産除去債務関係）

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	146,496千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（△は減少）	- 千円
期末における資産除去債務認識額	146,496千円

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	146,496千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（△は減少）	- 千円
期末における資産除去債務認識額	146,496千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客 への営業 収益	7,358,162	3,028,882	3,448	4,271,754	12,479	14,674,727

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	7,358,162	—	—	—	7,358,162
運用受託報酬	2,990,091	—	2,549	36,241	3,028,882
投資助言報酬	3,448	—	—	—	3,448
業務受託報酬	—	2,068,816	2,202,938	—	4,271,754

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	2,202,935
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	2,006,292
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービスS.A.R.L.	2,054,094

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,769,165	2,535,828	2,976	5,059,679	13,257	15,380,908

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	7,769,165	—	—	—	7,769,165

運用受託報酬	2,501,342	—	486	33,999	2,535,828
投資助言報酬	2,976	—	—	—	2,976
業務受託報酬	—	2,323,893	2,735,786	—	5,059,679

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	2,735,450
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,867,165
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービスS.A.R.L.	2,323,893

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「関連情報」、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「関連情報」、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(関連当事者情報)

第26期事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウェア州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係	本部共通 経費の支払 (注2)	5,148	未払 費用	74,739

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	米国 カリフォルニア 州	-	金融業	—	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	885,346	未払 費用	81,734
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	915,336	未払 費用	77,488
同一の親 会社を持 つ会社	ブランディワイン・ グローバル・インベ ストメント・マネジ メント・エルエル シー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,250,282	未払 費用	285,996
同一の親 会社を持 つ会社	クリアブリッジ・ インベストメント・ エルエルシー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	—	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	722,188	未払 費用	64,021
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ オーストラリア・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,990,022	未払 費用	152,308
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ カンパニー・ エルエルシー	米国 デラウェア州	-	一般業務 委託請負 会社	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,202,935	未収 入金	479,980
							総務・経 理・イン フォメー ションテ クノロジー 業務等の 委託 (注4)	797,344	未払 費用	351,190
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ インターナショナル・ サービス・ S.A.R.L.	ルクセンブルグ	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,054,094	未収 入金	461,910

同一の親会社を持つ会社	K2/D&Sマネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州	-	金融業	—	業務委託関係	業務の委託 (注5)	694,201	未払費用	59,841
-------------	----------------------------	--------------	---	-----	---	--------	---------------	---------	------	--------

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（注3）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

（注4）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（注5）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

レグ・メイソン・インク（非上場）

テンプレートン・ワールドワイド・インク（非上場）

テンプレートン・インターナショナル・インク（非上場）

フランクリン・テンプレートン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第27期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウェア 州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係 役員の兼任	本部共通 経費の支払 (注2)	114,773	未払 費用	90,939

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	米国 カリフォルニア 州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	993,799	未払 費用	79,933
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	889,511	未払 費用	66,765

同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメン ト・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	653,905	未払 費用	228,361
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・イン ベストメンツ・エル エルシー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	845,888	未払 費用	76,219
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テン ブルトン・オーストラ リア・リミテッド	オーストラ リア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,856,249	未払 費用	151,630
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テン ブルトン・カンパニー ズ・エルエルシー	米国 デラウェア州	-	一般業務 委託請負 会社	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,735,450	未収 入金	366,521
							総務・経 理・イン フォメー ションテ クノロジ ー業務等 の委託 (注4)	1,168,745	未払 費用	141,062
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テン ブルトン・インターナ ショナル・サービシス ・S.A.R.L.	ルクセンブルグ	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,323,893	未収 入金	185,607
							業務の 委託 (注5)	377	未払 費用	67
同一の親会社を持つ会社	K2/D&Sマネジメン ト・カンパニー ズ・エルエルシー	米国 デラウェア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	802,935	未払 費用	83,768
同一の親会社を持つ会社	フランクリン アド バイザーズ インク	米国 カリフォルニア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	787,168	未払 費用	69,871

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（注3）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

（注4）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（注5）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

レグ・メイソン・インク（非上場）

テンブルトン・ワールドワイド・インク（非上場）

テンブルトン・インターナショナル・インク（非上場）

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非
上場）

（１株当たり情報）

第26期事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	第27期事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額 44,209円99銭 1株当たり当期純利益金額 4,643円24銭	1株当たり純資産額 48,601円69銭 1株当たり当期純利益金額 4,391円69銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 363,426千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 363,426千円 期中平均株式数 78千株	(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 343,738千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 343,738千円 期中平均株式数 78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、2024年9月20日開催の株主総会においてパトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社との間で締結した合併契約を承認しました。当該契約書に基づき2024年10月1日付で両社は合併しております。

（１）取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社（以下「PIJ」）
事業の内容：資産運用業務

2. 企業結合日

2024年10月1日

3. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、PIJを消滅会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5. 企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティーの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

（２）実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

	第28期中間会計期間末 (2025年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,958,730
前払費用	108,907
未収委託者報酬	910,368
未収運用受託報酬	1,409,594

未収投資助言報酬		814
その他未収収益		46,735
未収入金		437,318
流動資産計		5,872,467
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	9,870
器具備品	※1	28,304
有形固定資産計		38,175
無形固定資産		
ソフトウェア		1,630
電話加入権		3,300
無形固定資産計		4,930
投資その他の資産		
投資有価証券		9,285
長期差入保証金		31,647
繰延税金資産		299,032
投資その他の資産計		339,965
固定資産計		383,071
資産合計		6,255,539

(単位：千円)

第28期中間会計期間末
(2025年3月31日)

負債の部		
流動負債		
預り金		30,495
未払金		345,070
未払手数料		217,971
未払消費税等		126,128
その他未払金		970
未払費用		1,046,765
賞与引当金		254,142
未払法人税等		154,604
前受金		44,203
流動負債計		1,875,281
固定負債		
退職給付引当金		310,822
その他固定負債		19,579
固定負債計		330,401
負債合計		2,205,683
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		226,405
その他資本剰余金		1,047,958
資本剰余金計		1,274,364
利益剰余金		
利益準備金		23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,751,897
利益剰余金計		1,775,491
株主資本計		4,049,855
純資産合計		4,049,855
負債・純資産合計		6,255,539

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第28期中間会計期間
(自 2024年10月 1日
至 2025年 3月31日)

営業収益		
委託者報酬		4,098,725
運用受託報酬		1,289,004
業務受託報酬		2,773,261
投資助言報酬		756
その他営業収益		7,752
営業収益計		8,169,499
営業費用		5,699,347
一般管理費	※1	2,109,620
営業利益		360,532
営業外収益		
受取利息		16
為替差益		41,049
雑収益		1,246
営業外収益計		42,312
営業外費用		
雑損失		1,321
営業外費用計		1,321
経常利益		401,523
特別損失		
固定資産除却損		27,019
特別損失計		27,019
税引前中間純利益		374,504
法人税、住民税及び事業税		154,688
法人税等調整額		△77,204
法人税等合計		77,484
中間純利益		297,019

(3) 中間株主資本等変動計算書
第28期中間会計期間（自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日）（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,906,096	1,929,690	3,804,054	3,804,054
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△700,000	△700,000	△700,000	△700,000
合併による増加	-	-	400,000	400,000	-	248,780	248,780	648,780	648,780
中間純利益	-	-	-	-	-	297,019	297,019	297,019	297,019
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	400,000	400,000	-	△154,199	△154,199	245,800	245,800
当中間期末残高	1,000,000	226,405	1,047,958	1,274,364	23,594	1,751,897	1,775,491	4,049,855	4,049,855

[注記事項]

(重要な会計方針)

項 目	第28期中間会計期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日)
1.資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6～18年 器具備品 2～15年 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
4.収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間にわたり日々充足されると判断し、サービス提供期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。 投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間にわたり日々充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しております。 業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間にわたり充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しております。

5.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6.その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

第28期中間会計期間末 2025年3月31日	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	361,637千円
器具備品	147,717千円

(中間損益計算書関係)

第28期中間会計期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	15,542千円
無形固定資産	469千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第28期中間会計期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日)					
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間増加 (株)	当中間会計期間減少 (株)	当中間会計期間末 (株)	
普通株式	78,270	-	-	78,270	
2.配当に関する事項					
(1)配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月7日 臨時株主総会	普通株式	700,000	8,943.4	2024年 9月30日	2025年 3月25日
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの					
該当事項はありません。					

(リース取引関係)

第28期中間会計期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	38,075千円
1年超	-千円
合計	38,075千円

(金融商品関係)

第28期中間会計期間（自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日）

1.金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	31,647	31,647	—
資産計	31,647	31,647	—

(注) 1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、その他未収収益、未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) 預り金、未払手数料、その他未払金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

2. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	31,647	—	31,647

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「1. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引

(1) 取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社（以下「PIJ」）
事業の内容：投資運用業

2. 企業結合日
2024年10月1日
 3. 企業結合の法的形式
当社を存続会社、PIJを消滅会社とする吸収合併
 4. 企業結合後の名称
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
 5. 企業結合の目的
この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。
- (2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しました。

（収益認識に関する注記）

第28期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「関連情報」、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第28期中間会計期間（自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への 営業収益	4,098,725	1,289,004	756	2,773,261	7,752	8,169,499

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

	日本	ルクセンブルク	米国	その他	合計
委託者報酬	4,098,725	—	—	—	4,098,725
運用受託報酬	1,272,764	—	—	16,239	1,289,004
投資助言報酬	756	—	—	—	756

業務受託報酬	—	1,218,279	1,548,264	6,717	2,773,261
--------	---	-----------	-----------	-------	-----------

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	1,547,300
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービスS.A.R.L.	1,218,279
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	873,177

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第28期中間会計期間（自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第28期中間会計期間（自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第28期中間会計期間（自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第28期中間会計期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年3月31日)	
1 株当たり純資産額	51,742円12銭
1 株当たり中間純利益金額	3,794円81銭
(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益金額	297,019千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	297,019千円
期中平均株式数	78,270株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で

- 定めるものを除きます。）。
 (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
 (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
 (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等
該当事項はありません。
 (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額：10,000百万円（2025年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社みずほ銀行 [※]	1,404,065百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社 [※]	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※ 受益権の新規の募集の取扱いはい行いません。

(3) 投資顧問会社

- ① 名称
フランクリン・テンプレートン・オーストラリア・リミテッド
 ② 資本金の額
2025年3月末現在 40百万オーストラリアドル
 ③ 事業の内容
オーストラリアにおいて資産運用業務等を行っています。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
 (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

- (3) 投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社
直接の資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① 当初元本額についての記載。
 - ② 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
 - ③ 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）の2025年1月18日から2025年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（隔月分配型）の2025年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月13日

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久保直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第28期事業年度の中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して

いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。